## 連結ベースの軽微基準等を用いる基準(収益依存度基準)の計算

## 1. 判定時期

直近事業年度の計数に基づき年1回

## 2. 算定方法

関係会社からの売上高(注1) - 関係会社からの製品・商品売上高(注2)

 $\times 100$ 

80%

## 当社の売上高(注3)

但し、前事業年度において計算した前々事業年度の数値との平均値をとることも考えられる。

- (注1)財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第74条(関係会社に対する売上高の注記)に基づき把握している計数。 同規則第74条「関係会社に対する売上高が売上高の総額の100分の20を超える場合には、その金額を注記しなければならない。」
- (注2)(注1)の計算をする過程で把握し得る計数。
- (注3)損益計算書を作成する過程で把握している計数。

いずれの計数も容易に把握可能な数値と考えられる。

( ) 売上高は、製造業における売上高のみならず、サービス業における営業収入等、銀行業の経常収益、証券業の営業収益等を含む。